

デジタル変革時代の電波政策懇談会
移動通信システム等制度ワーキンググループ
携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース（第10回）
議事要旨

1 日時

令和4年8月30日(火) 10:00～12:10

2 場所

中央合同庁舎2号館（総務省）8階 第1特別会議室／Web会議併用のハイブリッド会議

3 出席者（敬称略）

（1）構成員：

相田主任、三瓶主任代理、栗田構成員、猿渡構成員、関口構成員、中島構成員、山郷構成員

（2）オブザーバ：

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

（3）総務省：

竹村総合通信基盤局長、豊嶋電波部長、近藤総合通信基盤局総務課長、荻原電波政策課長、中村移動通信課長、高橋電波政策課調査室長、渡部電波政策課携帯周波数割当改革推進室長、入江移動通信課移動通信企画官

4 配付資料

- 資料10-1 検討の経緯等について（事務局資料）
- 資料10-2 楽天モバイル株式会社提出資料
- 資料10-3 株式会社NTTドコモ提出資料
- 資料10-4 KDDI株式会社提出資料
- 資料10-5 ソフトバンク株式会社提出資料

5 議事要旨

（1）開会

（2）竹村総合通信基盤局長挨拶

（3）議事

① 検討の経緯等について

検討の経緯等について、資料10-1に基づいて事務局から説明が行われた。

② 事業者ヒアリング

資料 10-2 に基づいて楽天モバイル株式会社 矢澤氏から、資料 10-3 に基づいて株式会社 NTT ドコモ 山崎氏から、資料 10-4 に基づいて、KDDI 株式会社 吉村氏から、資料 10-5 に基づいてソフトバンク株式会社 佃氏及び上村氏から説明が行われた。

③ 意見交換

(相田主任)

楽天モバイルの資料 10-2 の 25 ページについて、現在の御要望は、電波政策懇談会のときから変更し、900MHz 帯での要望周波数は上側から下側に移ったということか。

(楽天モバイル株式会社)

昔の提案では上側になっているが、我々の今の提案は、各社が 3G で使っていた、もしくは使っている帯域であればインパクトが少ないであろうということで、その 5MHz を分割することである。そういう観点で、ソフトバンクの下側の帯域が、位置的に今 3G が使われているところだと思うので、下側の帯域に合わせているが、我々としては、上側でも下側でも、大きなこだわりがあるわけではない。むしろ、下側のほうが新 MCA との共存でリクワイアメントが厳しいが、今 3G が使われている帯域ということで、このような記載にしている。

(三瓶主任代理)

楽天モバイルに質問だが、以前のタスクフォースのときにも同じことを言わせていただいたが、本日の説明の前半のほうで、プラチナバンドの再割当ての必要性の説明の前には、5G をさらに展開していくためにという言い方をされ、その後プラチナバンドのエリア化が必要だと言われている。要求されているプラチナバンドは、トータルで最大 15MHz であって、帯域の拡大比率から言えば 1% 台の拡大しかない。5G の帯域は 100MHz 以上が普通必要で、そういう意味では厳密に言うと 5G ではなく 4G の展開の中で、あるいは 4G で展開されているサービスのエリアカバーを大きくすることが目的のように思うが、先ほどのような説明をされると誇大広告に聞こえる。

ここでの議論は、プラチナバンドがなぜ必要か、どういう理由で必要かということ。エリアカバーということと 5G の展開をリンクさせて説明することはあまり適切な説明ではないように私は思う。それを踏まえた上で、どのように既存事業者よりも有効利用してプラチナバンドを活用しようとしているのかという論拠をお示しいただきたい。

また、3社でなければ2社や1社に焦点を絞ってということを言われたが、15MHz ではなくて 5MHz でも 10MHz でも取れるところから欲しいということを言われているのか。

(楽天モバイル株式会社)

少し説明不足だった場合は大変申し訳ない。我々としては、プラチナバンドを再割当ていただきたい理由は、まず4Gでのカバレッジの拡大、これが我々の大きな喫緊の課題。ただ、事前に総務省とも意見交換をさせていただく中で、中長期での話も説明したほうがよいというアドバイスもいただき、今回5Gのお話もさせていただいた。

三瓶先生に指摘いただいたとおり、当初は、我々はまず足元のカバレッジの拡大ということが喫緊の課題であり、こちらでまずは利用させていただきたいと思っている。ただ、それは、可及的速やかに改善していきたいと思っており、再免許いただいた後もプラチナバンドを使わせていただくことになるので、その際には、当然、5Gの拡大及び通信環境の改善ということでBeyond 5Gも含めて、できる限りこの低周波数帯域を使っていきたいと思っている。

質問の2点目について、3社ではない場合は1社、あるいは2社をターゲットとして、20MHzを設定させていただこうと思っている。今回は5MHz×3社で15MHzだが、1社とする場合は20MHzということをお我々は想定している。ぜひ他の3社にも、3社から5MHzずつがいいのか、それとも1社の狙い撃ちがいいのか御意見をいただきたいと思っている。

(三瓶主任代理)

既存事業者よりも有効利用しようという根拠は何なのか。

また、スペースモバイルとの連携によると言われていたが、このプラチナバンドは、地上での利用が限定されているバンドであって、今すぐには衛星では利用できないバンドだと思うが、そうすると、手続上や、電波の使い方の改定、ITU-Rとの連携も必要であり、手順としては時間がかかると思う。そういうものを一緒にたにして説明されるので、全部がサービスの対象だというように見える。

それともう一つ、1年後にこのスペースモバイルができるのかというと、そうではない話で、やはりいろいろなものが混在し過ぎていて、話をバラ色に見せようという気持ちは分かるが、ちょっとやり過ぎではないのかということと、どのように有効利用しようとしているのかを的確に説明していただきたい。

(楽天モバイル株式会社)

どのように有効活用したいかは、大きく1点で、ほかの3社より安く、低廉な料金を楽天は実現できると思っている。それが唯一無二の大きな目的。ASTに関しては、現在は1.7GHzで計画していると説明させていただいたが、三瓶先生御指摘のとおり、今すぐプラチナが使えるわけではなくて、プラチナを再配分いただけた場合は、そこから準備が始まるということである。

(三瓶主任代理)

有効利用というときには、電波監理審議会の定義する有効利用度で説明しなくてはいけないわけで、料金がそこに入っているか分からないが、そういう観点で有効利用ができるのかという質問である。

(楽天モバイル株式会社)

料金を安くする以外に、これ以上に有効活用というのは一体何をお指しになるのか。

(三瓶主任代理)

電波監理審議会で規定している有効利用の定義があると思うが、それに対して他社よりも有効利用すると言われているので、何を有効利用と言っているのかということ質問させていただいている。

(楽天モバイル株式会社)

我々は料金の低廉化というのが一番の目的だと思っている。

(三瓶主任代理)

電波監理審議会で料金の低廉化ということは言われているのかという質問である。

(楽天モバイル株式会社)

我々にはなく総務省に聞いていただいたほうがいいかもしれないが、電波監理審議会でも評価項目については、我々としてはこういったことを評価項目にさせていただきたいとお願いはしている。

(高橋電波政策課調査室長)

電波監理審議会による有効利用評価については、改正電波法が施行される 10 月 1 日以降に開始されることになる。ただいま、有効利用の基準につきましてはパブコメが行われたところではありますが、最終的には 10 月 1 日以降に電波監理審議会での検討が進められるものと承知している。

(楽天モバイル株式会社)

逆に料金を低廉化させる以外に何かあるのか。

(三瓶主任代理)

私が聞いているのは、有効利用という定義がなされているので、それに対して答えるのが筋だと言っている。勝手に私の基準はこうであると言っても、規定されたもので答えるというのが筋であって、その筋から外れた主張というのは、こういうところではふさわしくないのではないかと。

(楽天モバイル株式会社)

承知した。指摘について感謝申し上げる。

(猿渡構成員)

全ての事業者に端的にお答えいただきたい質問があり、まず、運用ミスや例えば古

い技術を使い続けている、開設計画どおりに全然進まない、非常に電波の有効利用が悪いと判断されるような事業者がいる。一方、新しい事業者は新しい技術を導入して安定的に運用していて、かなり良さそうな新規事業者がいる。ここでは仮定として、経済効果的に見ても 10 倍ぐらい新規事業者に新しい周波数を割り当てたほうがよいと電波監理審議会に判断された場合、そのほうが国民や国の利益にもなると判断された場合、移行期間に関して、今から挙げる 4 つの選択肢の中で、どれがいいと考えているのかを理由とともに答えていただきたい。まず 1 つ目が可能な限り早く移行する。2 つ目が法律的に妥当性のある期間で移行する。3 つ目が既存事業者の要望に応じて期間を設定する。4 つ目がその他、もしも何かお持ちの根拠があれば、それを理由とともに教えていただきたい。これを 1 社ずつ答えていただきたい。

(相田主任)

各社にお考えいただいている間に中島構成員からも発言の希望をいただいているので、それを先にお受けしたい。

(中島構成員)

公平な電波の再配分ということを考えるときに、周波数の帯域をそろえるという視点と、周波数の逼迫度をそろえるという視点があると考えられる。楽天モバイルとしては、前者の視点からプラチナバンドの帯域が必要だと主張していると理解している。後者の視点に関して、ソフトバンクの資料を見ると、逼迫度に関する資料がある。先ほど三瓶先生と楽天モバイルとの質疑の中で、楽天モバイルとしては、3 社から再割当てすることが難しいということであれば、1 社又は 2 社からの再割当てによって 20MHz を取得する形でもよいといったお話があったが、楽天モバイルの逼迫度から計算したときには、どれくらいのプラチナバンドの帯域が必要だとお考えであるかをお伺いしたい。ソフトバンクの資料によれば、15MHz ほどは必要ではないのではないのかという主張だと理解したが、この点についてどう考えるかお伺いさせていただきたい。

それからもう一つ、議論の前提となる各社の事実関係のデータについて確認させていただきたい。レピータの数について、楽天モバイルの資料 10-2 の 31 ページを見ると、レピータ交換で 1 万 2,000 局、それに加えて数十万台と書かれている。一方で、KDDI の資料 10-4 の 16 ページを見ると、レピータ交換の箇所について、5 万台と 19 万台、合計 24 万台と書かれているものと理解した。この数には、かなりギャップがあるという認識でよいかという点と、もし数的にかなりギャップがあるということであれば、このギャップはどこから来ているのか、何が足りなくて、何が多と思うかという点について、各社にお伺いさせていただきたい。

(楽天モバイル株式会社)

まず、猿渡先生の質問に回答させていただくと答えは 1 である。当然、2 を遵守しなければいけないと思っているが、2 は使用期限を切ることによって遵守できているので 1。

また、中島先生から2点いただいた質問の1点目だが、我々としては、今後10年から20年を考えると20MHzがどうしても必要だと思っている。ただ、先ほど申し上げたとおり、ほかの事業者とのフェアな競争環境を考えたときには、やはり5MHz×3社というのがほかの3社にとってもフェアになるのではないかと考えている。できれば20MHz欲しいが、ほかの事業者のことも考え、ユーザーのことも考えると5MHz×3社の15MHzで納得しているというところ。

2点目の質問に関しては、我々が答えるというよりかは、KDDIにお答えいただいたほうがよいと思うので、我々としては大体それぐらいの数と認識しているが、もし違えばKDDIのほうで訂正いただければと思う。

(株式会社NTTドコモ)

猿渡先生の質問に関しては、2の法律にのっとる形で前向きに進めていくべきだと思っている。

(KDDI株式会社)

猿渡先生の質問に対して、まず実行可能なところというのが大事だと思うので3で、それをベースに法律という形でどのぐらいというのを決めていただければよいと思っている。実際の工事が走るの、そこに対してできないものはできないので、そこはきっちりと決めるべきだと思っている。

中島先生からの質問で、楽天モバイルとなぜ数が違うかというところだが、これは私たちの実際に設置している数であり、逆に楽天モバイルがなぜこれが特別な工事なしで、郵送でよいということを出しているのか、分からない。私たちが今設置している数から、実際に工事が必要な数として19万台と出しており、楽天モバイルもここではこう書いているが、実際に現場に行ってどうなのかというところを確認いただければよいと思っている。

(楽天モバイル株式会社)

そちらは今のプラチナバンドで影響を受けるレピータの数か。

(KDDI株式会社)

おっしゃるとおり、レピータの数である。

(楽天モバイル株式会社)

承知した。

(ソフトバンク株式会社)

猿渡先生の質問に対して、2番。現状は、ルールを作っている最中だと認識しており、このルールにのっとった形だと認識している。繰り返しになるが、猶予期間の確保や工事稼働、開設計画の整合性等を全部網羅したルールを作った上で、このルールにのっとる形、つまり、2番ということになると思う。

(猿渡構成員)

KDDI に追加で質問だが、今、僕の仮定は非常に運用がまずい状況で、明らかに国民が損をしている。その事業者が使い続けることによって明らかに損をするときに、非常に運用が悪いような事業者がいたら、そういう事業者の言うことを聞いてしまうと、さらに損が増え続けてしまうような気がするが、それに関してはどのようにお考えか。

(KDDI 株式会社)

本当に有効利用されていないければ、当然、移行期間も短くなると思う。

(猿渡構成員)

電波の有効利用がされていないと判断された後の話をしているので、されているかどうかという議論はしておらず、電波の有効利用はされていないと判断された場合に、どういうふうに設定するのが妥当かということを知っている。

(KDDI 株式会社)

そこに関して、やはり今まさにその移行期間というのを決めていると思うが、有効利用されていないとしても当然、それを利用しているお客様もいるので、その部分の移行期間も考慮して、まずこの移行期間というのを決めればよいと思っている。また、移行期間に関しては、全ての周波数に対して一律で決まるものではないと思っており、そういったところも含めて電波監理審議会のほうで最終的に移行期間を決めていただければと思っている。

(山郷構成員)

移行期間に関して、まずは楽天モバイルに確認させていただきたいが、資料 10-2 の 34 ページを説明いただく中で、開設計画を必要な範囲で開示して、その開示情報に基づいて既存事業者で順次対応いただくことも 1 つの案ではないかとお話いただいた。その際、大体 1 年で 7,000 局ずつ順次対応できるのではないかという話もあったが、一方で、1 年で 7,000 局という速度でカウントした場合に、当然、1 年で移行は終わり切らない数字だと思っている。一方で、楽天モバイルの資料 10-2 の 30 ページで、既存事業者の移行期間については 1 年以内に区切るのがいいのではないかという提案もいただいているが、この両者の関係性がよく分からなかったので、補足して説明させていただきたい。

(楽天モバイル株式会社)

我々としては、今回、フィルタは要らないという実証実験の数字を基に提出をさせていただいた。なので、我々としてはフィルタは要らないという意見主張をさせていただいており、30 ページのとおり 1 年以内に利用開始をさせていただきたいと思っている。ただし、今日の議論を聞いても思ったが、やはり皆様、データは出なかったと

思うが、どうしてもフィルタが必要だということをおっしゃられている。その中で妥協点を見つけなければいけないと我々も思っており、もしフィルタが必要で、既存事業者が自分たちの負担でフィルタをつけるということであれば、我々は1年ずつ、7,000局ずつ使わせていただくというのが妥協案である。本来であれば1年以内にすぐに全て使わせていただきたいというのが当然の主張である。

(山郷構成員)

次、ソフトバンクに、質問というかコメントに近いが、ソフトバンクで海外の制度状況なども綿密に調査いただいて、大変有用な資料だと感じている。一方で、少し私の個人的な考えでもあるが、既存事業者の保護というのは非常に1つ重要な視点ではあるとは思っている。一方で、諸外国の制度は、基本的にオークションの制度、オークションのレポートなどを中心に情報収集されたのだと思うが、当然、オークションの場合には最初にイニシャルコストとして相当な金額を支払った上で、一定期間、周波数を利用することの対価としてオークション料金を支払うという基本的な制度の根本的な思想に基づいていると思うので、海外が20年だからというのをそのまま日本に持ち込めるかというところは一足飛びにならないように、慎重な議論は必要なのかなと思っている。移行期間の部分は、先ほど中島先生の質問にも関わるとは思うが、実際にどういう工事が必要になって、それに応じて、本当に物理的に移行期間としてどのぐらいの期間、年数が必要なのか、この議論が重要なのかと思っている。

(ソフトバンク株式会社)

1点だけコメントさせていただくと、過去、大昔のものについてはさておき、昨今の割当方法については、私どもとしては、世界のいわゆるトレンドになりつつあるスコアリングオークションという形での割当てがされていると認識をしておき、少なくとも今後に関しては、同様の考え方でいいのではないかと考えている。

(楽天モバイル株式会社)

山郷先生、1点追加させていただくと、今、ソフトバンクがおっしゃったとおりだが、新規事業者に対しては手厚い保護が出ているのも世界基準であることをコメントさせていただく。

(中島構成員)

移行期間だが、楽天モバイルは1年、NTTドコモは10年かかるということだが、例えばNTTドコモの資料10-3の10ページで、例えばフィルタの挿入は9年で、その内訳を見ると2年、7年とある。例えば終了促進を使って他社に移行していくことを考えたときに、フルで10年近くかかるということだと思うが、地域ごとに整備していき順次移行していくことを考えるときに、その移行期間の考え方はどう考えたらよいかという質問である。また、そういうときに工事は、実際どうやってやっていくのかお伺いさせていただきたい。

(株式会社NTT ドコモ)

端的にお答え申し上げますと、地域ごとに、例えば北海道からやるということは考えられると思う。700MHz 利用推進協会が現存しているが、700MHz の周波数の移行に関してテレビのアンテナというところもあり、地域ごとにやっていったほうが効果的と思う。ただ、工事のやり方は、高所作業となるので、足場を作る必要がある。アンテナは高いところにあり、その横にフィルタがある。足場は、普通の一軒家のイメージをしていただくと、建築時に足場を作って、とび職の方が上まで行けるような、あるいは壁を塗るような、家を建てる時と同じようなものを設置する。このため、話がそれるかもしれないが、とび職の方の取り合いというのは、KDDI、ソフトバンクとの間で、多分、繰り広げられているだろうなということもある。とび職の方の稼働もうまく調整をしながら、例えば全国の工事会社で北海道から攻める、あるいは九州地区から攻めるということであれば、資源をそこに投入しながら、そこに KDDI、ソフトバンク、さらに稼働の調整というのは、依頼している通建会社がまた違ったりするので難しいとは思いますが、やるのであれば足並みをそろえ、地域ごとにやったほうが効果的かなとは思っている。

(楽天モバイル株式会社)

そんなにかかる根拠を出していただきたい。楽天モバイルがこんなに早くできると言っているのに、なぜドコモがそんなにかかるのか。我々は、根拠に基づいてこれだけ早くできると言っている。別に無理、暴論を言っているわけではない。それに対してドコモが9年かかるというのは、さすがにないのではないか。ちゃんとその数字を出していただければ、我々も理解できるが、その数字もなく9年というのはちょっと受入れがたい状況とコメントさせていただく。

(栗田構成員)

一般的なことをまず申し上げたい。間違っていたら訂正いただきたいが、ここでは再割当ての対象となることが決定された後の、移行期間や移行費用の負担の範囲等が議論の対象となっているものと考えている。再割当てが認められる場合は、総務省の資料にもあるように、携帯電話周波数等の再編を除けば、要するに既存免許人が絶対的または相対的に電波の有効利用ができていないと判断された場合に初めて、再割当てに係る開設指針の制定が行われるという建てつけになっている。

したがって、再割当ての対象となった場合、既存免許人は、すでに公共の貴重な資源である電波を有効に利用できていないという評価が下されており、電波法の考え方からすると、少しでも早く停波していただくのが原則になるものと思われる。その意味で、従来の周波数帯再編の際とは前提となっている事情が違う。その点をご認識の上でご議論いただきたいと考える。

その上で、以下の点について質問したい。第一に、先ほども話題になっていた「地域ごとに整備していき順次移行していく」というやり方について、楽天モバイルから、「開設計画(置局計画)を必要な範囲で開示することも検討」しており、それに併せて影響が想定される基地局にフィルタ交換対応をしていけばよいという提案があっ

た。これは、例えば、北海道であれば北海道というように順次地域ごとに移行するようなやり方を想定しているのか。仮にそのようなことを想定しているのだとすると、全国で移行が完了するまでの期間としては、楽天モバイルが提案する1年を超えても構わないのか、質問させていただきたい。

第二に、KDDIについては、1システム20年以上の安定的な運用が必要であり、これは認定期間と移行期間を合わせて20年以上とすることにより実現することが考えられるといった指摘があったように思う。しかし、先ほど申し上げたように、今問題となっている再割当て制度の対象になる場合には、携帯電話周波数等の再編の場合を除けば、既存免許人が絶対的または相対的に電波の有効利用ができていないという評価が前提になる。希少かつ有限な公共の資源である電波の有効利用ができておらず、社会的に不利益であると判断されたにもかかわらず、既存免許人になお1システム20年以上の安定的な運用が必要だという理由で移行期間を相当程度認めなければならないとする、その正当化の理由づけがあればお聞かせ願いたい。

最後に、ソフトバンクへの質問であるが、海外についても非常に詳しく調べていただいて、資料11ページでは「世界の最新のトレンドは周波数利用期間20年以上」と書かれている。ただし、「自動更新されない場合は最低5年前までに通知すべき」と赤い矢印でも付記されている。この部分の理解だが、「最低5年前までに通知」すれば周波数利用期間は更新されず、電波の利用を停止できると読めようかと思う。そのように考えると、同資料の表は、むしろ、海外では5年間あれば移行期間としては十分であるという意味で理解することも可能であるように思うが、この点については、いかがお考えか。

(相田主任)

それでは、順次お答えさせていただきたいと思うが、既に予定されていた時間を少々過ぎており、追加での質問等もあるかと思うので、それについては事務局で取りまとめて、後ほど書面で御回答いただくということで、ただいまの栗田構成員からの質問、それから、最初に楽天モバイルから5MHz×3社がいいのか、1社×20MHzがいいのかという質問はペンディングになっているが、これら回答は、後ほど書面でということをお願いできればと思う。

(楽天モバイル株式会社)

再度申し上げるが、我々、妥協点だと思っており、これがいいとは思っていないが、もしこうなった場合の仮定で説明をさせていただくと、1エリアに絞ってしまうと、顧客獲得の観点から、そのエリアを7つに分けるとしたら7年かかってしまう。そういった意味でフェアな戦いをするのに7年かかってしまうので、そうではなく全国で7,000だったら7,000、ここを指定するというやり方をさせていただければと思う。

1エリアに絞ってしまうと、そこで3社の工事が集中してしまい工事会社の逼迫、リソース逼迫になるので、それよりかは、各県、大体1年で200局ずつぐらいの計算になると思うが、全国にばらけたほうがいいのではないかなと思っている。つまり、全国的に7,000局だったら7,000局をばらけさせたほうが、楽天モバイルとしての顧

客獲得の観点及び工事リソースの逼迫の観点から、いいのではないかなと思っている。

(栗田構成員)

その場合には、ご提案の1年をトータルでは超えても構わないというお考えなのか。もちろん、理想的な案だとお伺いしているわけではないが、今おっしゃった場合だと、トータルでは1年を超えてもよいということか。

(楽天モバイル株式会社)

イエスである。

(相田主任)

続いてKDDI、20年の考え方についてお答えいただけるか。

(KDDI 株式会社)

まず20年の考え方だが、そもそも大前提として、いただきました電波を有効利用するために投資をかける。なので20年というのが私たちの考えである。今回の再割当て制度、有効利用されていないときにどうこうというお話も1つの割当ての条件とあるが、今回の例に関して言うと、総務省資料10-1の3ページの2番目に当たると思っている。有効利用されていないから再割当てではなくて、開設指針の制定の申し出があったからというところになり、ここの中で有効利用が、楽天モバイルのほうがよりできるという判断がされると思う。このため、今現在、今回の議論で言うと、私たちとしては有効利用をするための投資をする。なので20年という形をKDDIの事業として担保したいという回答になっている。

(相田主任)

続いてソフトバンク、5年前の関連でお答えいただければと思う。

(ソフトバンク株式会社)

私どもの資料10-5の11ページでは、GSMAにおける周波数の利用期間として20年以上、さらに自動更新されない場合は最低5年前、この最低5年前というのは5年でも10年でも7年でもよく、5年を下回らないようにということ。これはアンド条件となっており、私どもの主張としても、利用開始から20年以上という部分も維持すべきとの内容。これは安定した設備投資を維持していく観点で必要であり、この考え方を維持した上で自動更新されない場合は最低5年、あるいは7年、10年なのか、5年以上を確保いただきたいということで、私どもの提案でも移行期間については5年から10年で柔軟にというふうに申し上げており、GSMA等の考え方にも一致しているという理解をしている。

各構成員等からの質問については、追加質問も含めて、次回タスクフォースにおいて書面で回答することとなった。

(4) 閉会

以上